

令和 7 年 3 月 4 日

第 1 回 笠松町議会定例会議案

目 次

- 第 3 号議案 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 第 4 号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 号議案 笠松町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 8 号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 10 号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 11 号議案 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 13 号議案 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 号議案 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について
- 第 15 号議案 町道の路線認定について
- 第 16 号議案 令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 17 号議案 令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 第 18 号議案 令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 19 号議案 令和 6 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 20 号議案 令和 7 年度笠松町一般会計予算について
- 第 21 号議案 令和 7 年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 第 22 号議案 令和 7 年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 23 号議案 令和 7 年度笠松町介護保険特別会計予算について

第 24 号議案	令和 7 年度笠松町水道事業会計予算について
第 25 号議案	令和 7 年度笠松町下水道事業会計予算について
一 般 質 問	

第 3 号議案

笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例について

笠松町空家等適正管理審議会設置条例（平成 27 年笠松町条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例

笠松町空家等適正管理審議会設置条例（平成 27 年笠松町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に関し必要な措置について審議するため、笠松町空家等適正管理審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第 2 条各号を次のように改める。

- （１） 法第 13 条第 2 項及び法第 22 条第 2 項の規定による勧告に関すること
- （２） 法第 22 条第 3 項の規定による命令に関すること。
- （３） 法第 22 条第 9 項の規定による行政代執行に関すること。
- （４） その他適正な管理に関し必要と認める事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 号議案

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年笠松町条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年笠松町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 4 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、町の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「その他町の規則で定める者」の次に「(第 1 5 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 1 5 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 5 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員は 4 0 歳に達した日に属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任免権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 2 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 3 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 5 号議案

笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年笠松町条例第 3 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年笠松町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 6 号議案

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の給与に関する条例（昭和 30 年笠松町条例第 30 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

笠松町職員の給与に関する条例（昭和 30 年笠松町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「有料の道路（以下この項及び次項）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「（以下この項において「運賃等相当額」という。）。」を「（以下次項において「運賃等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においてはその合計額）及び前項第 2 号に定める額の合計額が 15 万円を超える職員の通勤手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第 17 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の」を削り、「5 時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「当該各号に

定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して町の規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して町の規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 笠松町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年笠松町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第3項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から午後5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

(笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年笠松町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「第6項」を「第7項」に改める。

第 7 号議案

笠松町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

笠松町学校給食センター設置条例（昭和 4 1 年笠松町条例第 8 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

笠松町学校給食センター設置条例（昭和 4 1 年笠松町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 8 号議案

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年笠松町条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年笠松町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、

同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 9 号議案

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
笠松町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
笠松町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、

次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第10号議案

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.54」を「100分の7.69」に改める。

第5条中「31,900円」を「33,100円」に改める。

第5条の2第1号中「21,900円」を「22,600円」に改め、同条第2号中「10,950円」を「11,300円」に改め、同条第3号中「16,425円」を「16,950円」に改める。

第7条中「11,800円」を「12,100円」に改める。

第7条の2第1号中「8,100円」を「8,300円」に改め、同条第2号中「4,050円」を「4,150円」に改め、同条第3号中「6,075円」を「6,225円」に改める。

第8条中「100分の2.34」を「100分の2.3」に改める。

第9条中「12,000円」を「11,800円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「22,330円」を「23,170円」に改め、同号イ（ア）中「15,330円」を「15,820円」に改め、同号イ（イ）中「7,665円」を「7,910円」に改め、同号イ（ウ）中「11,498円」を「11,865円」に改め、同号ウ中「8,260円」を「8,470円」に改め、同号エ（ア）中「5,670円」を「5,810円」に改め、同号エ（イ）中「2,

８３５円」を「２，９０５円」に改め、同号エ（ウ）中「４，２５３円」を「４，３５８円」に改め、同号オ中「８，４００円」を「８，２６０円」に改め、同項第２号ア中「１５，９５０円」を「１６，５５０円」に改め、同号イ（ア）中「１０，９５０円」を「１１，３００円」に改め、同号イ（イ）中「５，４７５円」を「５，６５０円」に改め、同号イ（ウ）中「８，２１３円」を「８，４７５円」に改め、同号ウ中「５，９００円」を「６，０５０円」に改め、同号エ（ア）中「４，０５０円」を「４，１５０円」に改め、同号エ（イ）中「２，０２５円」を「２，０７５円」に改め、同号エ（ウ）中「３，０３８円」を「３，１１３円」に改め、同号オ中「６，０００円」を「５，９００円」に改め、同項第３号ア中「６，３８０円」を「６，６２０円」に改め、同号イ（ア）中「４，３８０円」を「４，５２０円」に改め、同号イ（イ）中「２，１９０円」を「２，２６０円」に改め、同号イ（ウ）中「３，２８５円」を「３，３９０円」に改め、同号ウ中「２，３６０円」を「２，４２０円」に改め、同号エ（ア）中「１，６２０円」を「１，６６０円」に改め、同号エ（イ）中「８１０円」を「８３０円」に改め、同号エ（ウ）中「１，２１５円」を「１，２４５円」に改め、同号オ中「２，４００円」を「２，３６０円」に改め、同条第２項第１号ア中「４，７８５円」を「４，９６５円」に改め、同号イ中「７，９７５円」を「８，２７５円」に改め、同号ウ中「１２，７６０円」を「１３，２４０円」に改め、同号エ中「１５，９５０円」を「１６，５５０円」に改め、同項第２号ア中「１，７７０円」を「１，８１５円」に改め、同号イ中「２，９５０円」を「３，０２５円」に改め、同号ウ中「４，７２０円」を「４，８４０円」に改め、同号エ中「５，９００円」を「６，０５０円」に改める。

第２７条第２項に次のただし書を加える。

ただし、災害等やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ この条例による改正後の第３条、第５条、第５条の２、第７条、第７条の２、第８条、第９条及び第２３条の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 1 1 号議案

笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年笠松町条例第 2 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年笠松町条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第 3 号中「高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において

土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第8号中「1年」を「6月」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「2年」を「1年6月」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- （6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条に次の1号を加える。

- （11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1号を次のように改める。

- （1） 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課

程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を「工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」に、「4年」を「2年」に、「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を「(同法による専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」に、「6年」を「3年」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同条第3号中「10年」を「5年」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については3年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条第5号中「、第2号」を「、第1号若しくは第2号」に、「学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を「課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校

を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、同条に次の2号を加える。

- （7） 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （8） 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 12 号議案

笠松町下水道条例の一部を改正する条例について

笠松町下水道条例（平成 3 年笠松町条例第 17 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町下水道条例の一部を改正する条例

笠松町下水道条例（平成 3 年笠松町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 10 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 13 号議案

笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年笠松町条例第 8 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年笠松町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239, 000円	344, 000円	459, 000円	594, 000円	779, 000円	979, 000円	1, 079, 000円
副団長	229, 000円	329, 000円	429, 000円	534, 000円	709, 000円	909, 000円	1, 009, 000円
分団長	219, 000円	318, 000円	413, 000円	513, 000円	659, 000円	849, 000円	949, 000円
副分団長	214, 000円	303, 000円	388, 000円	478, 000円	624, 000円	809, 000円	909, 000円
部長 及び 班長	204, 000円	283, 000円	358, 000円	438, 000円	564, 000円	734, 000円	834, 000円
団員	200, 000円	264, 000円	334, 000円	409, 000円	519, 000円	689, 000円	789, 000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表第 1 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

第 14 号議案

笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり笠松町多目的運動場の管理を指定管理者に行わせるため、同条第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

笠松町多目的運動場条例（平成 25 年笠松町条例第 1 号）第 2 条に規定する次の施設

名 称	位 置
笠松町多目的運動場 A（天然芝）	笠松町江川堤外
笠松町多目的運動場 B（人工芝）	笠松町江川堤外

2 指定管理者として指定する団体等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の職氏名

（1）団体等の名称

一般財団法人 岐阜県サッカー協会

（2）主たる事務所の所在地

岐阜市六条大溝 3 丁目 8 番地の 13 号

（3）代表者の職氏名

会 長 辻 博 文

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

第 15 号議案

町道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3 2 8 1	長池 2 3 号線	長池	
		長池	
1 2 3 0	無動寺 1 4 号線	無動寺	
		無動寺	

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算書

第 1 6 号議案

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度笠松町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 9 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 6 2 8, 4 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
18 繰 入 金		2 5 3, 1 4 1	6, 9 7 7	2 6 0, 1 1 8	
	2 基 金 繰 入 金	2 3 8, 5 6 5	6, 9 7 7	2 4 5, 5 4 2	
歳 入	合 計	8, 6 2 1, 4 5 5	6, 9 7 7	8, 6 2 8, 4 3 2	

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 教 育 費		1, 0 2 0, 7 2 4	6, 9 7 7	1, 0 2 7, 7 0 1
	2 小 学 校 費	1 7 6, 2 6 8	6, 9 7 7	1 8 3, 2 4 5
歳 出	合 計	8, 6 2 1, 4 5 5	6, 9 7 7	8, 6 2 8, 4 3 2

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	2 小学校費	学校施設長寿命化事業	6,977

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	201,533	6,977	208,510	1 財政調整基金繰入	6,977	財政調整基金繰入
計	238,565	6,977	245,542			

2 歳出

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 学校管理費	156,816	6,977	163,793				6,977	12 委託料	6,977	設計委託料
計	176,268	6,977	183,245				6,977			

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算書

第 1 7 号議案

令和 6 年度笠松町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度笠松町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4, 7 7 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 6 4 3, 2 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款	款				
9 地方特別交付金	金		129,200	6,630	135,830
	新型コロナウイルス感染症対策 2 地方税減収補填特別交付金			6,630	6,630
10 地方交付税	税		1,410,000	128,000	1,538,000
	1 地方交付税		1,410,000	128,000	1,538,000
12 分担金及び負担金	金		155,577	△2,731	152,846
	1 負担金		155,577	△2,731	152,846
13 使用料及び手数料	料		144,845	584	145,429
	2 手数料		89,970	584	90,554
14 国庫支出金	金		1,530,113	△6,814	1,523,299
	1 国庫負担金		912,023	17,893	929,916
	2 国庫補助金		612,410	△24,707	587,703
15 県支出名	金		677,071	6,144	683,215
	1 県負担金		451,834	10,258	462,092
	2 県補助金		169,847	△4,114	165,733
16 財産収入	入		3,470	1,846	5,316
	1 財産運用収入		3,468	1,846	5,314
17 寄附金	金		133,306	8,933	142,239
	1 寄附金		133,306	8,933	142,239

(単位：千円)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	繰入金	260,118	△141,433	118,685
	2 基金繰入金	245,542	△141,433	104,109
20 諸収入		58,267	13,616	71,883
	4 収益事業収入	1	15,299	15,300
	5 雑収入	51,265	△1,683	49,582
歳入	合計	8,628,432	14,775	8,643,207

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,302,641	2,156	1,304,797
	1 総務管理費	469,382	10,939	480,321
	2 企画費	390,433	△3,283	387,150
	4 戸籍住民基本台帳費	92,180	△5,500	86,680
3 民生費		3,335,702	17,293	3,352,995
	1 社会福祉社費	2,425,431	△2,000	2,423,431
	2 児童福祉社費	910,171	19,293	929,464
4 衛生費		1,102,024	△20,677	1,081,347
	1 保健衛生費	353,533	△15,413	338,120
	2 清掃費	748,491	△5,264	743,227

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農 林 水 産 業 費		47,559	244	47,803
	1 農 業 費	45,107		45,107
	2 林 業 費	2,452	244	2,696
7 土 木 費		737,115	△24,244	712,871
	2 道 路 橋 梁 費	315,821	△4,891	310,930
	3 河 川 費	31,471	△12,205	19,266
	4 都 市 計 画 費	313,706	△7,148	306,558
9 教 育 費		1,027,701	3,812	1,031,513
	1 教 育 総 務 費	308,496	5,128	313,624
	5 保 健 体 育 費	260,924	△1,316	259,608
11 諸 支 出 金		1,115	36,191	37,306
	1 基 金 費	1,115	36,191	37,306
歳 出 合 計		8,628,432	14,775	8,643,207

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	防災備品管理事業	14,852
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集・処分事業	8,162

2 変更

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
7 土木費	2 道路橋梁費	道路修繕事業	35,245	39,854
7 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	13,736	16,124

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金		6,630	6,630	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	6,630	
計		6,630	6,630			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	1,410,000	128,000	1,538,000	1 地方交付税	128,000	
計	1,410,000	128,000	1,538,000			

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育費負担金	94,127	△2,731	91,396	2 保健体育費負担金	△2,731	学校給食費負担金
計	155,577	△2,731	152,846			

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生手数料	79,219	584	79,803	1 衛生手数料	584	事業系一般廃棄物（笠松競馬場）処理手数料
計	89,970	584	90,554			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	848,420	15,606	864,026	3 児童福祉費負担金	13,857	保育給付費負担金
				4 保険基盤安定負担金	1,697	保険基盤安定負担金
				5 低所得者保険料軽減負担金	155	低所得者保険料軽減負担金
				6 未就学児均等割保険税負担金	△69	未就学児均等割保険税負担金
				7 産前産後保険税負担金	△34	産前産後保険税負担金
2 衛生費国庫負担金	909	227	1,136	1 保健衛生費負担金	227	予防接種健康被害給付費負担金
3 教育費国庫負担金	62,694	2,060	64,754	1 教育総務費負担金	2,060	教育給付費負担金
計	912,023	17,893	929,916			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	509,745	1,926	511,671	1 企画総務費補助金	△5,500	デジタル基盤改革支援補助金
2 民生費国庫補助金	32,366	948	33,314	3 防災対策費補助金	7,426	新しい地方経済・生活環境創生交付金
3 衛生費国庫補助金	39,807	△15,968	23,839	2 児童福祉費補助金	948	子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正円滑化事業）
4 土木費国庫補助金	22,541	△11,613	10,928	1 保健衛生費補助金	△15,968	出産・子育て応援交付金 新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金 △14,135
				1 道路橋梁費補助金	△10,689	社会資本整備総合交付金 道路局所管補助金 △6,040 △4,649
				2 都市計画費補助金	△924	木造住宅耐震診断事業費補助金 木造住宅耐震補強工事事業費補助金 △86 △838
計	612,410	△24,707	587,703			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	418,631	8,680	427,311	4 児童福祉費負担金	5,143	保育給付費負担金
				5 保険基盤安定負担金	3,511	保険基盤安定負担金
				6 低所得者保険料軽減負担金	77	低所得者保険料軽減負担金
				7 未就学児均等割保険税負担金	△34	未就学児均等割保険税負担金
				8 産前産後保険税負担金	△17	産前産後保険税負担金
4 教育費負担金	31,347	1,030	32,377	1 教育総務費負担金	1,030	教育給付費負担金
5 県移譲事務交付金	1,352	548	1,900	1 県移譲事務交付金	548	県移譲事務交付金
計	451,834	10,258	462,092			

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金額	
1 総務費補助金	13,788	500	14,288	1 総務管理費補助金	500	防災備品整備事業補助金
2 民生費補助金	128,272	△2,000	126,272	4 児童福祉費補助金	△2,000	第2子以降出産祝金支給事業費補助金
3 衛生費補助金	11,389	△2,006	9,383	1 保健衛生費補助金	△1,292	出産・子育て応援交付金
				2 環境衛生費補助金	△714	太陽光発電設備等補助金
5 土木費補助金	3,194	△946	2,248	1 都市計画費補助金	△946	木造住宅耐震診断事業費補助金 △35 木造住宅耐震補強工事業費補助金 △600 空家等除却費支援事業費補助金 △311
6 教育費補助金	7,286	338	7,624	1 教育総務費補助金	338	教育給付費補助金
計	169,847	△4,114	165,733			

(款) 16 財産収入
(項) 1 財産運用収入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金額	
2 利子及び配当金	1,438	1,846	3,284	1 利子及び配当金	1,846	社会福祉基金利子 27 財政調整基金利子 646 減債基金利子 116 ふるさと振興基金利子 62 福祉振興基金利子 32 社会資本整備基金利子 146 伴健康長寿基金利子 1 かさまつ応援基金利子 518 次期ごみ処理施設整備基金利子 240 火葬場施設等整備基金利子 25

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						子ども・子育て支援基金利子 森林環境譲与税基金利子 みんなの健康プロジェクト基金利子 飼い主のいない猫対策基金利子 教育振興基金利子
計	3,468	1,846	5,314			4 1 1 4 23

(単位：千円)

(款) 17 寄附金						
(項) 1 寄附金						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	130,001	8,919	138,920	1 企画費寄附金	8,919	企業版かさまっ応援寄附金 まちづくり事業寄附金
6 衛生費寄附金	1,206	14	1,220	1 保健衛生費寄附金	14	保護猫活動支援事業寄附金
計	133,306	8,933	142,239			

(単位：千円)

(款) 18 繰入金						
(項) 2 基金繰入金						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入	208,510	△139,929	68,581	1 財政調整基金繰入	△139,929	財政調整基金繰入
2 伴健康長寿基金繰入	500	△334	166	1 伴健康長寿基金繰入	△334	伴健康長寿基金繰入
5 かさまっ応援基金繰入	23,793	△1,170	22,623	1 かさまっ応援基金繰入	△1,170	かさまっ応援基金繰入
計	245,542	△141,433	104,109			

(単位：千円)

(款) 20 諸収入
(項) 4 収益事業収入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 収益事業収入	1	15,299	15,300	1 収益事業収入	15,299	岐阜県地方競馬組合益金収入
計	1	15,299	15,300			

(款) 20 諸収入
(項) 5 雑入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	51,263	△1,683	49,580	4 雑入	△1,683	羽島郡町長会自治振興事業助成金 399 後期高齢者健診委託金 △2,082
計	51,265	△1,683	49,582			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源	町 債	其 他	区 分	金 額			
3 財産管理費	33,759	△1,851	31,908				一般財源	△1,851	10 需用費	△1,851	光熱水費
5 町民バス運 行費	38,447		38,447			2,250		△2,250	(財源内訳補正)		
6 防災対策費	18,042	12,790	30,832	7,926		500		4,364	10 需用費	△500	消耗品費
8 諸費	20,799		20,799	403				△403	14 工事請負費	△1,562	屋外子局移設工事請負費
									17 備品購入費	14,852	機械器具費
									(財源内訳補正)		
計	469,382	10,939	480,321	8,329		2,750		△140			

(款) 2 総務費

(項) 2 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 企画総務費	373,307	△1,725	371,582	101		3,280	△5,106	12 委託料	△3,105	まちづくり調査研究業務委託料
								24 積立金	1,380	ふるさと振興基金積立金 62
2 広報費	8,534	△1,558	6,976				△1,558	10 需用費	△1,558	かさまつ応援基金積立金 1,318
計	390,433	△3,283	387,150	101		3,280	△6,664			印刷製本費

(款) 2 総務費

(項) 4 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	92,180	△5,500	86,680	△5,097			△403	12 委託料	△5,500	戸籍システム改修委託料	
計	92,180	△5,500	86,680	△5,097			△403				

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 社会福祉総務費	817,355	1,824	819,179	5,566			△3,742	27 繰出金	1,824	国民健康保険特別会計繰出金 7,374 介護保険特別会計繰出金 △5,550
3 老人福祉費	24,371	△333	24,038			△233	△100	18 負担金補助及び交付金	△334	健康長寿促進事業交付金
4 障害福祉費	789,116	△1,409	787,707					24 積立金	1	伴健康長寿基金積立金
5 福祉医療費	247,707		247,707				△1,409	18 負担金補助及び交付金	△1,409	岐阜地域児童発達支援センター組合負担金
8 後期高齢者医療費	401,978	△2,082	399,896			27	△27	(財源内訳補正)		
						△2,082		12 委託料	△2,082	健診委託料
計	2,425,431	△2,000	2,423,431	5,566		△2,288	△5,278			

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額			一般財源	区分	金額	
				特定財源	町債	その他				
1 児童措置費	809,381	22,143	831,524	17,275			4,868	18 負担金補助及び交付金	22,143	第一保育所負担金 7,212 松枝保育所負担金 6,025 下羽栗保育所負担金 4,028 笠松保育園負担金 9,093 広域入所負担金 △2,215 第2子以降出産祝金 △2,000
3 子育て支援推進費	86,301	△2,850	83,451			4	△2,854	7 報償費	△2,908	放課後児童クラブ指導員謝礼
								10 需用費	△244	消耗品費
								18 負担金補助及び交付金	298	病児・病後児保育事業負担金
								24 積立金	4	子ども・子育て支援基金積立金
計	910,171	19,293	929,464	17,275		4	2,014			

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 保健衛生総務費	158,002	△2,283	155,719	△3,126			843	18 負担金補助及び交付金	△2,750	出産・子育て応援交付金
2 予防費	117,608	△3,273	114,335	△13,908			10,635	22 償還金利子及び割引料	467	返還金
								19 扶助費	△3,500	予防接種助成金
3 健康増進事業費	31,341	△9,161	22,180				△9,161	21 補償補填及び賠償金	227	賠償金
								12 委託料	△9,161	健康診査委託料
5 環境衛生費	33,990	△696	33,294	△714		43	△25	18 負担金補助及び交付金	△714	太陽光発電設備等設置補助金
								24 積立金	18	飼いのない猫対策基金積立金
計	353,533	△15,413	338,120	△17,748		43	2,292			

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 塵芥処理費	676,675	△5,264	671,411			1,824	△7,088	12 委託料	575	事業系一般廃棄物（笠松競馬場）処理委託料
								18 負担金補助及び交付金	△6,079	岐阜羽島衛生施設組合負担金
								24 積立金	240	伊賀市環境保全負担金
計	748,491	△5,264	743,227			1,824	△7,088			次期ごみ処理施設整備基金積立金

(款) 5 農林水産業費 (項) 1 農業費											(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額			
				国県支出金	町債				その他		
2 農業総務費	16,934		16,934	29				△29	(財源内訳補正)		
計	45,107		45,107	29				△29			

(款) 5 農林水産業費 (項) 2 林業費											(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定財源			一般財源		区分	金額		
				国県支出金	町債	その他						
1 林業振興費	2,452	244	2,696				1	243	24 積立金	244	森林環境譲与税基金積立金	
計	2,452	244	2,696				1	243				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定町債	その他	一般財源	区分	金額	
1 道路維持費	151,548	2,740	154,288	△2,446	4,600		586	12 委託料 14 工事請負費	△1,868 4,608	道路ストック点検委託料 側溝舗装等修繕工事請負費
2 道路新設改良費	84,012		84,012			500	△500	(財源内訳補正)		
3 交通安全対策費	29,724	39	29,763				39	18 負担金補助及び交付金	39	街路灯維持管理補助金
4 橋梁維持費	50,537	△7,670	42,867	△2,203	△4,600		△867	12 委託料 14 工事請負費	△3,043 △4,627	橋梁長寿命化設計業務委託料 橋梁修繕工事請負費
計	315,821	△4,891	310,930	△4,649		500	△742			

(款) 7 土木費

(項) 3 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源	町債	その他	一般財源	区分	金額		
1 河川維持費	31,471	△12,205	19,266	国県支出金 △6,040				△6,165	12 委託料	△12,205	内水浸水対策検討業務委託料
計	31,471	△12,205	19,266	△6,040				△6,165			

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	町 債	その 他	一般財源	区 分	金 額	
1 都市計画総務費	251,500	△5,608	245,892	国県支出金 △1,864			△3,744	12 委託料	△2,917	耐震診断委託料 空家等対策相談業務委託料 空家等実態調査業務委託料 空家等除却費支援事業費補助金 耐震診断助成交付金 耐震改修助成交付金 手数料
								18 負担金補助及び交付金	△2,691	△622 △31
2 公園費	62,206	△1,540	60,666			100	△1,640	11 役務費	△1,540	
計	313,706	△7,148	306,558	△1,864		100	△5,384			

(款) 9 教育費 (項) 1 教育総務費 (単位：千円)										
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源	一般財源		区分	金額		
					国県支出金	町債				その他
1 教育総務費	308,496	5,128	313,624	3,428			1,700	18 負担金補助及び交付金	5,128	教育給付費等負担金
計	308,496	5,128	313,624	3,428			1,700			

(款) 9 教育費
(項) 5 保健体育費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
3 学校給食費	215,836	△1,316	214,520			△1,731	415	1 報酬	△633	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	△1,775	期末手当
								10 需用費	3,338	勤勉手当
										消耗品費
										光熱水費
										修繕料
										賄材料費
								12 委託料	△2,246	調理員派遣委託料
計	260,924	△1,316	259,608			△1,731	415			

(款) 11 諸支出金
(項) 1 基金費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				国県支出金	特定財源	町債	その他	一般財源	区分			
1 財政調整基金費	773	646	1,419				646		24 積立金	646	財政調整基金積立金	
2 減債基金費	202	35,343	35,545				116	35,227	24 積立金	35,343	減債基金積立金	
3 社会資本整備基金費	96	146	242				146		24 積立金	146	社会資本整備基金積立金	
4 福祉振興基金費	25	32	57				32		24 積立金	32	福祉振興基金積立金	
5 みんなの健康プロジェクト基金費	1	1	2				1		24 積立金	1	みんなの健康プロジェクト基金積立金	
6 教育振興基金費	18	23	41				23		24 積立金	23	教育振興基金積立金	
計	1,115	36,191	37,306				964	35,227				

令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第 1 8 号 議 案

令和 6 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 6 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 1 8 2, 2 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款	支 出 金				
3 国庫	支 出 金		1, 584	643	2, 227
		1 国庫補助金	1, 584	643	2, 227
4 県支	出 金		1, 456, 952	△517	1, 456, 435
		1 県補助金	1, 456, 952	△517	1, 456, 435
5 財産	収 入		23	121	144
		1 財産運用収入	23	121	144
6 繰入	金		261, 711	7, 373	269, 084
		1 他会計繰入金	151, 711	7, 373	159, 084
歳入	合 計		2, 174, 649	7, 620	2, 182, 269

(単位：千円)

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		40,580		40,580
	1 総 務 管 理 費	33,740		33,740
3 国民健康保険事業費納付金		528,215		528,215
	1 医 療 給 付 費 分	358,038		358,038
4 保 健 事 業 費		20,746		20,746
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	18,937		18,937
5 基 金 積 立 金		128,324	7,056	135,380
	1 基 金 積 立 金	128,324	7,056	135,380
6 諸 支 出 金		21,524	564	22,088
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	21,488	564	22,052
歳 出 合 計		2,174,649	7,620	2,182,269

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,584	643	2,227	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	643	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
計	1,584	643	2,227			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	1,452,191	△730	1,451,461	2 特別交付金	△730	保険者努力支援分 特別調整交付金分 特定健康診査等負担金
2 国庫負担金減額措置対策費補助金	4,761	213	4,974	1 国庫負担金減額措置対策費補助金	213	国庫負担金減額措置対策費補助金
計	1,456,952	△517	1,456,435			

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	23	121	144	1 利子及び配当金	121	国民健康保険基金利子
計	23	121	144			

(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	151,711	7,373	159,084	1 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	3,551	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)
				2 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	3,394	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)
				3 未就学児均等割保険税 繰入金	△138	未就学児均等割保険税繰入金
				4 職員給与費等繰入金	△49	職員給与費等繰入金
				5 産前産後保険税繰入金	△67	産前産後保険税繰入金
				7 財政安定化支援事業繰 入金	462	財政安定化支援事業繰入金
				8 その他一般会計繰入金	220	その他一般会計繰入金
計	151,711	7,373	159,084			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				財源				区分	金額	
				国県支出金	特定町債	その他	一般財源			
1 一般管理費	33,162		33,162	49				△49	(財源内訳補正)	
計	33,740		33,740	49				△49		

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 医療給付費 分	358,038		358,038	213			△213	(財源内訳補正)		
計	358,038		358,038	213			△213			

(款) 4 保健事業費

(項) 2 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 特定健康診 査等事業費	18, 937		18, 937	△136			136	(財源内訳補正)		
計	18, 937		18, 937	△136			136			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定 国県支出金	財源		一般財源	区分	金額	
					町債	その他				
1 国民健康保険基金積立金	128,324	7,056	135,380			121	6,935	24 積立金	7,056	国民健康保険基金積立金
計	128,324	7,056	135,380			121	6,935			

(款) 6 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	一般財源	区分	金額	
2 償還金	19,988	564	20,552			564	22 償還金利子及び割引料	564	返還金
計	21,488	564	22,052			564			

令和 6 年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第 1 9 号議案

令和 6 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 1, 3 2 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 3 4 7, 9 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日 提出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
款					
3 国 庫 支 出 金	金		5 3 3, 5 9 4	△ 2 0, 1 0 8	5 1 3, 4 8 6
		2 国 庫 補 助 金	1 4 9, 6 3 9	△ 2 0, 1 0 8	1 2 9, 5 3 1
4 支 払 基 金 交 付 金	金		6 0 5, 4 1 3	△ 2 2, 3 1 0	5 8 3, 1 0 3
		1 支 払 基 金 交 付 金	6 0 5, 4 1 3	△ 2 2, 3 1 0	5 8 3, 1 0 3
6 財 産 収 入	入		1 7 5	2 5 6	4 3 1
		1 財 産 運 用 収 入	1 7 5	2 5 6	4 3 1
7 繰 入 金	金		4 3 5, 7 6 5	△ 9, 1 6 6	4 2 6, 5 9 9
		1 他 会 計 繰 入 金	3 5 6, 2 7 9	△ 5, 5 5 1	3 5 0, 7 2 8
		2 基 金 繰 入 金	7 9, 4 8 6	△ 3, 6 1 5	7 5, 8 7 1
歳 入 合 計			2, 3 9 9, 2 9 7	△ 5 1, 3 2 8	2, 3 4 7, 9 6 9

(歳 出)		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務	費	44,475	839	45,314
	1 総務管理費	23,608	50	23,658
	3 介護認定費	17,300	789	18,089
2 保険給付費		2,194,582	△52,423	2,142,159
	1 介護サービス諸費	2,025,798	△42,159	1,983,639
	2 介護予防サービス諸費	44,636		44,636
	3 介護諸費	2,325		2,325
	4 高額介護サービス諸費	64,777		64,777
3 地域支援事業費	5 特定入所者介護サービス諸費	57,046	△10,264	46,782
		99,630		99,630
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	41,822		41,822
	2 一般介護予防事業費	4,216		4,216
	3 包括的支援事業及び任意事業費	53,433		53,433
4 基金積立金	4 介護諸費	159		159
		27,405	256	27,661
	1 基金積立金	27,405	256	27,661
歳 出 合 計		2,399,297	△51,328	2,347,969

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 調整交付金	117,503	△14,537	102,966	1 現年度分	△14,537	現年度分	
2 地域支援事業費交付金	28,368	△5,719	22,649	1 現年度分	△5,719	現年度分	
5 介護保険事業費補助金		148	148	1 介護保険事業費補助金	148	介護保険事業費補助金	
計	149,639	△20,108	129,531				

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 介護給付費交付金	592,537	△21,601	570,936	1 現年度分	△21,601	現年度分	
2 地域支援事業費交付金	12,876	△709	12,167	1 現年度分	△709	現年度分	
計	605,413	△22,310	583,103				

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 利子及び配当金	175	256	431	1 利子及び配当金	256	介護保険基金利子	
計	175	256	431				

(款) 7 繰入金
(項) 1 他会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	356, 279	△5, 551	350, 728	1 介護給付費繰入金	△6, 553	介護給付費繰入金
				3 低所得者保険料軽減繰入金	311	低所得者保険料軽減繰入金
				4 その他一般会計繰入金	691	職員給与費等繰入金
計	356, 279	△5, 551	350, 728			

(款) 7 繰入金
(項) 2 基金繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険基金繰入金	79, 486	△3, 615	75, 871	1 介護保険基金繰入金	△3, 615	介護保険基金繰入金
計	79, 486	△3, 615	75, 871			

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 一般管理費	23,608	50	23,658	148			△98	12 委託料	50	情報センター委託料
計	23,608	50	23,658	148			△98			

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定財 町債	その他	一般財源	区分	金額	
2 認定調査費	11,453	789	12,242				789	11 役務費	789	手数料
計	17,300	789	18,089				789			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	特定町債	財源 その他	一般財源	区分	金額	
1 居宅介護サービス費	985,763		985,763	2,975		△3,426	451	(財源内訳補正)		
2 施設介護サービス費	732,274		732,274	2,206		△2,546	340	(財源内訳補正)		
3 地域密着型介護サービス費	307,761	△42,159	265,602	△14,521		△12,306	△15,332	18 負担金補助及び交付金	△42,159	介護報酬等
計	2,025,798	△42,159	1,983,639	△9,340		△18,278	△14,541			

(款) 2 保険給付費
(項) 2 介護予防サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
1 介護予防サービス費	42,511		42,511	128		△148	20	(財源内訳補正)		
2 地域密着型介護予防サービス費	2,125		2,125	7		△8	1	(財源内訳補正)		
計	44,636		44,636	135		△156	21			

(款) 2 保険給付費
(項) 3 介護諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定		財源		区分	金額	
				国県支出金	町債	その他				
1 審査支払手数料	2,325		2,325	7		△8	1	(財源内訳補正)		
計	2,325		2,325	7		△8	1			

(款) 2 保険給付費
(項) 4 高額介護サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債	その他					
1 高額介護サービス費	57,465		57,465	174		△200	26	(財源内訳補正)			
2 高額医療合算介護サービス費	7,312		7,312	22		△25	3	(財源内訳補正)			
計	64,777		64,777	196		△225	29				

(款) 2 保険給付費
(項) 5 特定入所者介護サービス諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特 定 財 源	町 債	そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額		
1 特定入所者介護サービス費	56,700	△10,264	46,436	国県支出金 △3,590		△2,933	△3,741	18 負担金補助及び交付金	△10,264	特定入所者介護サービス費	
2 特定入所者介護予防サービス費	346		346	1		△1		(財源内訳補正)			
計	57,046	△10,264	46,782	△3,589		△2,934	△3,741				

(款) 3 地域支援事業費
(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	町 債					
				その他						
1 介護予防・生活支援サービス事業費	41,822		41,822	△2,803		△557	3,360	(財源内訳補正)		
計	41,822		41,822	△2,803		△557	3,360			

(款) 3 地域支援事業費
(項) 2 一般介護予防事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		その他	一般財源	区分	金額	
				国県支出金	町債					
1 一般介護予 防事業費	4, 216		4, 216	△444		△152	596	(財源内訳補正)		
計	4, 216		4, 216	△444		△152	596			

(款) 3 地域支援事業費
(項) 3 包括的支援事業及び任意事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
1 包括的支援事業費	48,553		48,553	△3,972			3,972	(財源内訳補正)		
2 任意事業費	4,880		4,880	△399			399	(財源内訳補正)		
計	53,433		53,433	△4,371			4,371			

(款) 3 地域支援事業費
(項) 4 介護諸費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定	財源		区分	金額		
					国県支出金	町債				その他
1 審査支払手数料	159		159	△47			47	(財源内訳補正)		
計	159		159	△47			47			

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	町債				その他	
1 介護保険基金積立金	27,405	256	27,661			256	24 積立金	256	介護保険基金積立金	
計	27,405	256	27,661			256				